

第9章 東アジア FTA 構想と香港および台湾

第1節 香港・台湾を考慮する意義

ASEAN+3 など、東アジアにおける地域主義の趨勢を前提とする場合、日中関係は二つの側面を持ってくる。従来の意味における二国間関係と、東アジア地域枠組みにおける日中の協力および競争関係である。後者における協力と競争の2面性は矛盾というよりも、補完的要素である。既に日中間の競争は2つの「ASEAN+1」形成を促進したように、ASEAN+3 全体構想のみ存在する場合よりも早く ASEAN+3 を完成させる可能性がある。

しかし、2つの「ASEAN+1」から ASEAN+3 へ昇華することについて、問題が2つある。第1の問題は、ASEAN+3 は東アジア全体を包括していない。少なくとも、経済的に重要な香港と台湾を排除したままでは未完成である。第2の問題は、日中それぞれの ASEAN+1 の違いである。つまり、枠組み形成を優先して特惠貿易協定(以下、PTA)のような地域貿易協定(以下、RTA)から開始するのか、最初からより完成度の高い自由貿易協定(以下、FTA)を目指すのか、という違いである¹。この違いを調整する上で韓国・香港・台湾の3カ国・地域がキャスティングボートを握る可能性がある。韓国は既に ASEAN+3 の一員であり、また、もう一つの ASEAN+1 を作る可能性が残っている。しかし、筆者の言語能力の問題から、本稿では香港と台湾のみを対象として検討を行う。

¹ RTA は PTA、FTA とも含む広義の概念である。PTA は特定国間の貿易における差別的な優遇処置を指す。一方、FTA は WTO 協定により実質的ほとんどの項目を自由化することが義務付けられる等、PTA よりも厳しい条件が課せられている(1947 年 GATT24 条・GATS5 条)。ただし途上国間の FTA 締結に関しては、授権条項により条件が緩和されており、同条項が乱用された場合は PTA 化の恐れもある。ASEAN+3 には途上国のメンバーが多いため、同枠組みでの FTA 構想についても PTA 化の懸念は考慮すべきであろう。

香港と台湾を取り上げることは、日中関係における伝統的二国間関係と東アジア地域枠組みにおける協力・相互関係の中間的にあたる問題を提起することになる。しかし、東アジア地域(リージョン)のサブリージョンとして、中国、香港(およびマカオ)、台湾からなる「中華経済圏」を認知すべきか否かは、検討を要する。

本稿では(1)まず FTA を中心とする地域統合について、第 2 節で香港を、第 3 節で台湾の現状を概観する。特に民間側の需要(あるいは反対)と、FTA など地域統合を政策として実行する政府の方針という二つの側面に着目し、それぞれ中国および第三国との FTA に関する対応がどのように異なるのか比較材料を抽出する。

その上で、(2)中華圏内部における統合の可能性を検討し、さらに(3)中華圏の統合と東アジアの統合および地域枠組みとの関係についても、可能な限り言及したい。仮に中華圏で制度的な経済統合が行われた場合においても、その深化が東アジア地域の統合よりも浅ければ、意義が失われる。つまり、「中華経済圏」の相対的な深化の度合いが、東アジアという地域(リージョン)に対するサブリージョンとして成立するか否かの分かれ目となる。これらの問題を第 4 節において検討する。

第 2 節 香港

1. 香港による地域貿易協定締結の現状

香港は 2003 年 6 月末に、中国(正確には中国の本土関税領域)と経済貿易緊密化処置(Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA)を締結し、2004 年 1 月より実施している。しかし、第三国との FTA は具体的な計画されない。中港 CEPA の提案以前より、ニュージーランド(以下、NZ)が香港に対して FTA を提案したが、何ら具体化せず、共同研究すら行われていない。NZ 政府は 2001 年に香港との経済緊密化(Closer Economic Partnership:

CEP)協定に関して独自に調査報告書(New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade 2001)を作成しているが、その後、主な関心を中国に移してしまったようである。また、香港は NZ 以外の国についても FTA を考慮していない。董建華・行政長官は来日した際(2000 年)に日本と香港の FTA の可能性について問われたが、多国間での貿易自由化交渉を重視し、日本と香港における FTA に慎重な姿勢を示した(『毎日新聞』2000 年 3 月 17 日)。そもそも、香港政府の官僚は、近年まで WTO などグローバルかつ多国間での貿易自由化を重視し、地域主義に対して極めて批判的であった。例えば任志剛(Joseph Yam)金融管理局総裁は、地域主義をグローバリズムにとって危険なものであると発言したことがある(台湾『工商時報』2000 年 11 月 3 日)。このように、中港 CEPA を例外として、香港には FTA 政策と呼べるものが存在しないように思われる。

では、既に本協定が締結された中港 CEPA は、どのような特徴を持つのか、概観したい。

(1)中国側の譲許がほとんどであり、香港側の譲許は少ない。

モノの貿易では、香港がほとんどの関税を課していないため、中国側の譲許のみである。さらにサービス分野でも香港側の譲許は皆無である。CEPA 本協定の第 15 条が職業資格の相互承認を行うとの基本方針をうたっている。しかし、サービス分野の実質的な譲許内容を記載した付属文書(CEPA 付属文書 4 および CEPA 付属文書 3)には、香港側の譲許が全く記載されていないのである。

(2)モノの貿易に関しては特惠貿易協定に相当し、GATT24 条を満たすには程遠い。

香港側の関税は一部の例外を除き無課税であるため、完全に中国側の譲許のみである。ただし、CEPA における「ゼロ関税」は FTA と大きく異なる。FTA では原則、全ての品目が対象となり、一部の品目をネガティブリストに

載せる。ところが CEPA は対象品目のみをポジティブリスト²として掲載する方式をとっている。また、ゼロ関税の適用には、生産者もしくは輸出入者による事前申請が必要とされる。2004 年末までの集計では全申請件数は 3211 件にしか達していない。また、原産地規則上の不適格あるいは生産・輸出計画の過大によるのか不明であるが、全申請の 6.3%にあたる 203 件が却下されている(香港の工業貿易署による)。また、2004 年 9 月までの集計を下にした数値であるが、香港産品の対中国輸出額のうちゼロ関税の適用は 2.8%、その結果として削減された関税額は約 3600 万人民元(従来より 5.5%減)に過ぎないとの推計もある(戴道華[2004: 1])。

(3)最初に協定(CEPA)を締結し、後日、譲許を追加する形式をとっている。

中港 CEPA の本協定は、2003 年 6 月末に締結された。だが、具体的な内容を記載した付属文書の締結は同年 9 月末にずれ込んだ³。その後 2004 年 10 月に「補充協議」合意文書(CEPA)が取り交わされた。今後もさらなる「補充協議」(CEPA)も行われる予定である。ただし、モノの貿易に関して FTA の水準に到達する次期についての明確な目標は、掲げられていない。

このように、香港政府は過去において、FTA など地域貿易協定を WTO などグローバルな貿易秩序を混乱させると否定的な態度を見せながら、今日では FTA の要件すら満たさない CEPA を結んでしまった。なぜ、このような政策転換が起きたのだろうか。

中港 CEPA が実現した要因は三つある。一点目は、香港財界の FTA 締結に関する要望である。この点を次の 2 で述べる。二点目は、中国側が経済的な利益よりも、一国二制度における失敗を回避したいという政治的理由から香港経済への支援を意図していたことである。さらに三点目として、財界と

² CEPA による 2004 年初実施が 374 品目。CEPA による 2005 年追加が 713 品目、ただし、協定締結時において香港が生産されているのは 529 品目で、残り 184 品目は未生産の品目(新規の製造開始を期待しての処置とされる)。

³ 付属文書にはゼロ関税の適用品目や原産地規則、サービス分野の開放と適用される香港企業の定義に関する内容が含まれる。

中国政府を仲介し、CEPA 交渉を担った香港政府の変化も重要である。この後の二点については 3 において述べる

2 . FTA および CEPA を巡る香港財界の事情

(1)財界による CEPA への関与

中港 CEPA の直接的なきっかけは、香港総商会⁴が 2000 年に取りまとめた「中国 WTO 加盟が香港ビジネスに与える影響」というレポートである(香港総商会 2000)。その中で中国との FTA を提案し、香港政府に対して交渉を行うよう要求した。ただし、同レポートで FTA に言及したのは全 9 業界のうち銀行業界、投資業界、繊維業界だけであり、また具体的な理由も述べられていない。その理由が明らかになったのは、香港政府が後の CEPA を「FTA 類似処置」として中国政府に正式に申し入れた 2001 年 11 月以降である。中国との FTA は外資優遇の継続と(外資開放分野の)早期開放を香港企業にのみ行うための手段とされた(例えば、香港総商会[2001]、鄭維志[2001]を参照)。また、香港側がどの程度の譲許を迫られるか、といった当初の懸念も、中国側が香港側の要望を優先する姿勢を見せたことで解消されていった。

香港総商会など香港財界は、中国市場における先行者利益を重視する立場から、CEPA 交渉の早期妥結を求めた。一方で FTA としての完成度に関しては無頓着であった。当初は 2002 年中の妥結を求める声もあったが、結局、原産地規則や香港企業の定義などを巡って調整が長引いた。そのため、合意できる分野から先に文書を締結し、早期に実施する方式が採用された。また、サービス分野(GATS)の FTA が最重要視されたことも、モノの貿易を扱う GATT 上の FTA が軽視された原因と思われる。香港総商会による 2000 年のレポートでモノの貿易に関わるのは繊維業界のみであったが、繊維業界の最大関心は多国間繊維取極(MFA)廃止への対応であり、必ずしも FTA 自体では

⁴ 香港の主な経済団体としては香港総商会の他に、香港総工業会、華人系のみで構成される香港中華総商会や香港中華廠商連合会もある。

なかった。また、香港総商会は各業界から出てくる意見を整理しているに過ぎない。なお、意見集約の作業は、現在も進行中である。香港総商会は既に次の CEPA での追加希望リストを 2004 年 12 月に発表している(Hong Kong General Chamber of Commerce [2004])。今後こうした意見集約と追加処置による反映が続くと思われる。

(2)香港における FTA 阻害要因：サービス産業における規制

香港と中国以外の第三国との FTA が進まない理由は何であろうか。香港側の問題として重要なのは、サービス分野での譲許が難しいことにある。香港はモノの自由貿易が実施されているため、サービス分野でしか譲許できない。だが、香港は域内サービス産業において様々かつ特殊な規制が残っている。また独占禁止法が存在せず、競争政策を司る政府機関もない⁵。一部の規制産業は法定カルテルであり、香港政府にとっては上納金収入の源泉でもある(詳細は、鄭國漢・武常岐[1998]を参照)。主要な財閥も傘下の企業が規制産業に関与しており、非競争的な環境は財閥にとって既得権益になっている⁶。

第三国との FTA 交渉においては、こうした財閥の既得権益が問題にされる可能性が高い。NZ 外交通商省による対香港 FTA に関する報告書は、香港における競争政策の欠如を問題としている(NZ-MFAT [2001: 34])。欧州議会でも、李嘉誠・李澤楷父子⁷が香港の全株価総額の 4 割を支配し、その非競争行

⁵ 政府内に消費者委員会が存在し、競争政策の必要性和不正な取引や独占問題に関する報告書を作成している。しかし、同委員会には捜査や摘発の権限が与えられていない。

⁶ 競争促進が行われた数少ない分野として通信産業が挙げられる。ただし、電信最大手の香港テレコムの特権が廃止されたのは、その PCCW による買収より前である。

⁷ 李嘉誠は長江グループの会長、その次男である李澤楷は PCCW グループの会長である。それぞれは別個の財閥であるが、李嘉誠は中国政府との太いパイプがあり、それが中国銀行による PCCW への香港テレコム買収資金の融資につながったと言われる。

特に長江グループは、香港の主要大手小売(スーパー・家電量販店・薬局)、インフラ関連(不動産開発・電力・港湾・通信)等、多くの寡占企業・規制産業を傘下に収めている。

為が欧州内外において多く見られる(John Cushnahan[2000])と批判する報告書が出ている。次項でも述べるように、香港政財界の強い結びつきも、自らに構造改革を迫るような対先進国 FTA に消極的な原因となっている。

3．香港政府と中国政府の役割

(1)財界の要望に対する香港政府の対応

RTA に反対してきた香港政府の方針転換は、返還により香港華人資本の影響力が増したことが主な原因である。返還前、香港の政治は英国本国や本国から派遣される英国人官吏らによる行政主導であった。植民地資本としての香港英国資本財閥は英国本国を通じて香港政庁に影響力を行使できたが、中国をリスク要因とみなし、香港の返還にも公然と反対を唱えたことがある。一方、香港華人資本は 1980 年代以降、返還後の香港政治の担い手として中国政府から重視されるようになった。香港華人資本の総帥には香港基本法の制定に参加した者も多く、現在の行政長官である董建華はその一人である。また、香港政府高官を財界出身から登用する例も増えている(詳細は竹内孝之[2001 b]を参照)。

CEPA(当時は FTA 類似構想と称された)が表面化した 2001 年という時期も重要と思われる。2002 年 6 月末に董建華・行政長官の第 1 期目の任期が切れ、同 7 月以降も連任するには、形式上でも行政長官選挙で当選する必要があった。そのため、選挙委員会へ委員を輩出している財界(各産業界の代表)および(医師・弁護士・会計士等の)職能団体から支持を獲得する必要があった。その中の多くの産業界や職能団体が CEPA の利害関係者である。董建華・行政長官は経済政策でも失敗が目立っており、財界や職能団体にアピールする「功績」が欲しい彼自身や中国政府にとって、香港総商会による「FTA 類似構想」の提案はまさに渡りに船であった。

(2)中国政府による譲歩の背景

中国政府が一方的な譲許を行ったことには、3 つの理由が挙げられる。

(イ) 一国家二制度を「維持」するための経済支援

香港経済の動向は事実上、一国家二制度の有用性を示すバロメーターである。香港の投資元である諸外国の政府・企業だけではなく、特に台湾に対して香港経済の失敗を見せることを避けねばならない。それは、将来、一国家二制度の適用によって台湾を統一するためである。そのため、中国政府は香港の経済不況を改善し、台湾に対する求心力を維持する必要があったと思われる。

(ロ) 香港華人資本への配慮

一国家二制度には「港人治港」つまり自治が含まれる。しかし、中国政府は、返還前から続く行政主導・経済重視の政治が維持されつつ、中国の意向に沿う人物が香港政治を指導することを望んでいる。香港華人資本は、そうした政治家の供給源であるため、彼らから FTA の提案があれば、中国政府も考慮せざるを得ない。また、仮に中国政府が董建華政権を見捨てれば、香港における民主化要求が勢いづく危険もある。CEPA に応じたことは、中国政府が董建華政権を支持する姿勢を示すためでもあった。

(ハ) 香港における中国資本企業の存在

香港では中国資本(以下、中資)企業も多く、これらの企業も香港に対する譲許から利益を享受しうる。また、人民元の流通では中国銀行が、大陸からの香港観光など関連処置では中国旅行社や中資系ホテル等が恩恵を受ける。そのため、大陸のサービス市場の早期開放や香港経済の支援処置には、香港華資に対する一方的な利益供与と言えない側面もある。

4. 将来の統合深化の可能性

CEPA のモノの貿易に関する規定および運用は、未だ FTA の水準に達していないが、将来の見直しの中で FTA に近づく可能性は残っている。しかし、ほぼ関税を撤廃している香港と中国本土の場合、関税の統一を要する関税同盟の結成は困難である。また、労働力移動の双方向での自由化も、不可能であろう。ただ、基準認証や職業資格の共通化は、比較的容易である。また、

特定の職業や香港側から中国側への一方向に限った人の流動の自由化は、CEPAにおいても取り組まれている。

議論が分かれるのは、通貨統合つまり香港ドルの存続問題だと思われる。香港独自の通貨の存続は香港基本法で定められており、その廃止の可能性は低い。しかし、香港において人民元が流通する傾向は徐々に高まっている。一つの要因は、中国人観光客の増加である。中国政府は香港経済回復のため、中国人による香港旅行の随時解禁を CEPA に盛り込み、通貨の持出し制限も 6 千元(約 10 万円)にまで引き上げた。観光客相手の土産物店などで人民元を受け取るところは、従来も多かったが、CEPA 締結の後、大手スーパーにも同様の動きが広がった。さらに、もう一つの原因として、2004 年 1 月から香港の銀行による人民元業務が解禁され、香港域内の人民元預金が増えていることが挙げられる。また、中国中央銀行と香港通貨管理局の合意により、人民元と香港ドルの決済は中国銀行が行うことになった。

香港での人民元による通貨代替はまだ少ないのが現状である。だが、将来は人民元が国際通貨となれば、香港でも人民元の使用が一般化するため、香港ドルの存続意義はなくなると発言する香港の学者や財界人もいる(例えば、張五常・香港大学名誉教授<「張五常：棄港元用人民幣」『香港經濟日報』2001 年 11 月 15 日>や李国宝・東亜銀行会長(「港可離岸人民幣中心 李國寶：20 年内港人全部使用人民幣」『香港商報』2002 年 6 月 3 日)。また、中国でも、香港との通貨統合に関する研究が出始めている。ただし、中国、香港の政府は、通貨統合や香港ドルの制度変更を否定している。

第 3 節 台湾

1. FTA 政策と台湾政府の狙い

(1) FTA 政策の概要と狙い

台湾は国際社会からの疎外を防止するため、FTA 締結に積極的な姿勢を示

している。1999 年ごろから、個別に FTA 交渉を各国に提案し始めている。その背景には、東アジア諸国の APEC 離れや APEC での貿易自由化が困難になったことや、そのあおりで東アジア諸国が FTA に関心を持ち始めたことがあると思われる。

全体的な方針は、2002 年 8 月に主要閣僚および民進党の政策担当者を集めた「大溪会議」において決められた。同会議は「深耕台灣、 局全球」戦略を打ち出し、その中で米・日・ASEAN との FTA 締結を戦略的課題とした(中央通訊社 2003)。また、全体戦略は総統府が主導し、実務は經濟部に一任するという体制を整えた。しかし、FTA の経済的な効果について、個々の二国間 FTA 関する委託研究は存在するが、FTA 全体に関する経済的分析や説明を行った政府文書は見当たらない。

以下、各国別に台湾との FTA の現状や、台湾政府の対応を紹介する。

表 1 台湾による FTA への取り組み

米国	水面下で交渉中。2002 年 10 月米 ITC 報告書。
パナマ	1999 年 5 月交渉開始、2003 年 8 月調印、2004 年 1 月発効。
コスタリカ	2002 年 10 月、協議開始に合意。
ニカラグア	2003 年 3 月、協議開始に合意。2005 年 6 月までの調印を目指す。
日本	2001 年 APEC 上海会議の際、日台経済相が会談、FTA 検討の必要性で一致。2002 年 7 月、日台財界による中間報告に関する意見交換(東亜経済人会議)。
シンガポール	共同研究中(政府間協議の詳細は不明)。
ニュージーランド	台湾側申入れ、NZ 首相が慎重な姿勢。
フィリピン	2002 年 8 月、共同研究に合意。

(出所) 台湾經濟部国際貿易局 Webなどを参照し、筆者作成。

(2)米国

台湾は、先進国、特に米国との FTA を最重視している。それは中国大陆からの圧力に比較的強く、実現可能性が高いからである。米国との FTA 構想の発端は 1980 年代にさかのぼる。米レーガン政権がイスラエルとの FTA を締結したが、台湾を含む他国との FTA も検討した(薛琦・李喬琪[1990: 9])。これをきっかけに台湾でも米台 FTA に関する研究が始まった。APEC 加盟により一時下火になったが、近年、特に 2002 年に米国国際貿易委員会(ITC)が報告を出した事で、台湾でも政府委託研究を含めた研究が複数行われるなど、再び関心が集まっている。さらに、米台 FTA を突破口として他国との二国間 FTA も容易になるのではないかと、というのが多くの識者に一致する見解である。実際の交渉は水面下で行われており、また台湾政府も詳細を公表していない。米国は台湾との FTA に関して、知的財産権保護の不十分さを障害理由としている。ただし、実は米国も台湾との FTA に政治的リスクを感じており、先延ばしにする口実であるとの見方もある。

(3)その他の先進国

その次に、台湾側の期待が高いのが、日本やシンガポール、NZ との FTA である。その理由は、FTA に積極的な先進国であり、中国大陆の政治的影響力にも比較的強いと思われるからである。ただし、NZ の方は過去実務レベルでの話し合いがあったようだが、首相の政治判断によって保留されているようである。また、日本やシンガポールも、中国に配慮をしないわけではない。たとえば、日本は、2002 年 9 月の日中外相会談において中国側に日台 FTA への反対を表明された(産経新聞 2002 年 9 月 10 日)。日本の外務省は中国の申し入れに対する同意を避けながらも、台湾の関税率が低いことを理由に台湾との FTA に慎重な立場を示している(外務省 [2002])。

だが、台湾では日本に対して期待を捨てていない。2002 年 4 月には、陳水扁総統が台米日トライアングル FTA に言及している(総統府 [2002])。その背景として、台湾の与党陣営には李登輝前総統や謝長廷・行政院院長(首相)(現高雄市長、前民進党主席)など親日派が多いため、現在の台湾政府は対

日関係そのものを重視している。また、将来の東アジア FTA への参加に関して、日本が鍵を握っているという認識も関係者にはあるように思われる。例えば、台湾では「ASEAN+5」という言葉が頻繁に用いられている。これは ASEAN+3 に、香港と台湾を加えたものであり、日本が描く東アジア FTA の構成国・地域として認識されている。2002 年 4 月に、台湾の国会に当たる立法院においても、この「ASEAN+5」の真偽が取り沙汰された(立法院[2002:139~175])。このように、米国ほどではないが、日本に対する期待も多少存在している。

(4) ASEAN 諸国

ASEAN 諸国については先進国のシンガポール以外にフィリピンが台湾との FTA に比較的積極的なようである。第 10 回台比経済相定期会談において、双方の経済相が FTA に関する共同研究について合意をした。だが、その他の国については、台湾側も大きな期待を持っていない。

(5) 国交がある国：パナマ、コスタリカ、ニカラグアなど(中米諸国が中心)

外交上の実現可能性は最も高い。既にパナマとの FTA は 2004 年 1 月より発効している。コスタリカ、グアテマラ、ニカラグアが FTA 協議に合意した。ただし、グアテマラとは 2005 年 1 月に断交した。また何れも小国であり、経済的な効果は小さい。パナマの工業団地も台湾企業が少なく、加工貿易による米国市場への輸出もあまり期待できない。なお、台湾はパラグアイとも国交があり、FTA 交渉が検討されたようである。しかし、パラグアイは関税同盟段階の統合体であるメルコスール(南米南部共同市場)加盟国であるため、FTA 締結には他加盟国との協調が求められる。しかし、他加盟国の中には中国との FTA 締結を望む国もある。このことが、パラグアイが台湾との FTA 交渉に踏み切れない原因になっている。

(6) 中国との FTA もしくは CEPA 参加の可能性

陳水扁政権発足から、しばらく後の 2000 年 7 月に、台湾の陳博・経済建設委員会志主任委員(当時)が EU モデルの統合および FTA を個人的な意見として示唆した。その数日後に中国の王暉・対外貿易経済合作部(現在の商務部)

台港澳司長(当時)も同様の意見を述べた。同年大晦日には陳水扁總統が FTA には言及しなかったものの、統合構想に触れている。しかし、双方とも、その後、具体的な動きを見せなかった。

陳水扁政権の FTA 提案は経済的な利害よりも、政治的な双方の歩み寄りを模索するものであった。つまり、台湾独立でも中国との統一でもない、EU のような統合(あるいは国家連合)という妥協の提案であった(詳細は、竹内 2001a を参照)。一方、中国側はあくまで統一を求めている。台湾との経済交流は、従来、統一の促進要素として奨励されてきた。当初、中国側の経済官庁は FTA の政治性を理解していなかったようである。その後、FTA は中台間の妥協案としての性格を失い、対立点になっていく。

2003 年、中国大陆と香港の CEPA(経済緊密化処置)締結の翌 7 月、中国大陆の王在希・国务院台湾事務弁公室副主任が台湾とも同様の協定を締結する用意があることを示唆し(*China Daily*, July 18, 2003)、その後も安民・商務部副部長など中国大陆の政府関係者が何度か同様の呼びかけを行っている(<香港>『文匯報』2003 年 11 月 12 日)。しかし、台湾大陸委員会は CEPA が一国二制度の産物であると批判した。一方、林義夫・経済部長(当時)も同様の見解を示したが、彼は同時に中国大陆との FTA は可能であると述べた(<台湾>『経済日報』2003 年 11 月 13 日)。台湾側が CEPA を問題にするのは、CEPA の A が協定(agreement)ではなく、中国大陆と香港・マカオ間の取決めに用いる「処置」(arrangement、中国語では「安排」)であるからだと思われる。

さらに中香 CEPA の内容だけでは、台湾にとって不十分である。工業製品など台湾の競争力が強い分野の自由化を含んだ、質の高い FTA の締結が求められる。また、中港 CEPA のように、開放できる品目や分野から段階的に行うのでは、台湾側の利益を引き出すことは難しい。

2．国内事情

(1)財界

政府の FTA 推進政策に関して、民間から大きな反対の声は上がっていない。財界は FTA について、特に米国や日本との早期締結を政府に求めている(例えば、「九十三年五月二十一日黄理事長及五大工商団体理事長與行政院游院長茶敘建言」や「九十三年七月十九日黄理事長建議政府採行『新經濟政策』」〈中華民國工商協進會 Web〉)。また、2004 年の全国工業総会による会員企業へのアンケートでは、FTA について弊害より利点が大きいたった回答者が 73.6%に上った。また、優先すべき対象は米国(23%)、ASEAN(22%)、EU(22%)、日本(10.6%)、中国(9.7%)の順位であった(中華民國全国工業総会 [2004])。政府や財界人の意気込みに比べると日台 FTA への期待は意外と少なく、また香港と違って中国を挙げた回答者も少ない。

(2)農業部門

農業部門に関しては、日本や韓国同様、FTA における敏感部門になりうる。WTO に加盟した 2002 年には、WTO 加盟による農業への影響に関する報告書が出されたが、そこではコメ、(サトウキビ栽培を含む)製糖業、一部の野菜および果物、畜産などが、大きく影響を受けるとされている(行政院經濟建設委員会 [2002])。しかし、FTA の具体化が遅いこともあり、FTA の農業に対する影響は議論が起こっていないようである。

3 . 将来展望

FTA に対する台湾政府の意思は強く、国内の反対も少ない。国際政治上の障害さえなければ、台湾は質の高い FTA を擁護する側に立つと思われる。詳細には触れなかったが、台湾は APEC の枠組みにおける貿易自由化を支持する、東アジアでは希少な例である。東アジアの途上国は米国主導の貿易自由化を警戒している。一方、シンガポールや韓国など域内先進国は対米 FTA を推進する立場にある。台湾は後者である。ASEAN+3 に参加できないことに対する苛立ちは見受けられるが、東アジア FTA に対する肯定的な関心を失っていない。現政権は日本との FTA も強く望んでおり、経済的な条件も韓国について日本に近い。台湾の識者には、経済条件の他に「締結する意思」を含

めて FTA の可能性を考えるべきであり、日韓 FTA よりも日台 FTA の方が容易であると指摘する声が多い。

第 4 節 中華経済圏の可能性

1. 中国と香港・マカオの統合：限定的な中華経済圏の範囲

「中華経済圏」という用語は、中国、香港・マカオ、台湾を含む概念である（「中国経済圏」、「中国経済区」、「中華経済区」と呼称される場合もある）。これに類する議論を行うシンポジウム「中華経済協作系統国際討論会」も、各国で行われてきた。しかし、こうした概念は制度的な枠組みを伴っていない。現段階では、中国と香港、中国とマカオの間に CEPA が締結されている。だが、中国と台湾との間には何らの協定も存在せず、今後の展望も乏しい。したがって、中国と香港、マカオに限定すれば、制度を伴う「中華経済圏」として捉える意義はあるのかもしれない。

CEPA は中国が香港とマカオ、それぞれ別個に締結したものであり、3 者を包括的にまとめているわけではない。しかし、時間をかければ二つの CEPA をまとめることは可能だと思われる。これまでは、香港側が迅速な協定締結と拡大協議を求めたため、中港 CEPA を先行締結して、中国・マカオ CEPA はこれに追随する形態をとらざるを得なかったに過ぎない。また、拡大協議も時間差で同様の処置をとっている他、元々 CEPA が中国側の譲許を中心としてものであるため、マカオと香港の間の調整は比較的容易なはずである。

また、通貨に関しても、マカオにおける香港ドルによる通貨代替は顕著である。マカオの通貨供給量を見ると 1990 年代後半以降、M1 の 4 割、M2 の 5 割ほどを香港ドルが占める（表 2）。また、マカオでは、マカオ・ペセタと香港ドルの紙幣・貨幣が区別なく使用されている。マカオ基本法がマカオ独自の通貨の存続を規定しており、マカオ・ペセタの廃止は出来ない。しかし、存続する積極的な意義は既に失われているように思える。

表 2 . マカオの通貨供給量

(単位: 100 万マカオペセタ)

年	M 1						M 2					
	マカオペセタ		香港ドル		その他外貨		マカオペセタ		香港ドル		その他外貨	
1994	2658	50.8%	2530	48.3%	48	0.9%	16577	27.1%	34028	55.6%	10609	17.3%
1995	2925	52.1%	2671	47.5%	22	0.4%	20169	29.0%	39099	56.3%	10175	14.7%
1996	3241	56.7%	2443	42.7%	32	0.6%	22255	29.9%	41212	55.4%	10866	14.6%
1997	3217	60.6%	2038	38.4%	55	1.0%	23822	30.5%	41781	53.4%	12580	16.1%
1998	3278	59.5%	2170	39.4%	61	1.1%	24685	30.7%	42966	53.4%	12797	15.9%
1999	3671	68.4%	1652	30.8%	40	0.8%	27950	32.5%	44123	51.2%	14024	16.3%
2000	3179	64.3%	1699	34.3%	68	1.4%	23221	27.3%	44506	52.4%	17191	20.2%
2001	3523	59.5%	2330	39.4%	64	1.1%	26107	28.5%	46907	51.2%	18536	20.2%
2002	3931	61.9%	2362	37.2%	58	0.9%	27544	27.8%	51224	51.8%	20191	20.4%

(出所)マカオ統計センサス局『統計月刊』2004 年 12 月。

表 3 . 人民元・香港ドル・マカオパタカの関係

	人民元	香港ドル	マカオパタカ
1 US ドル	8.3 元(管理フロート制)	7.8HK ドル(ペッグ)	(8MOP)
100 香港ドル	(106.4 元)		103.2MOP(ペッグ)

2 . 東アジア経済統合と中華圏

香港およびマカオが中国との間で CEPA を締結した事は、両地域の ASEAN+ 3 への参加を促進するだろうか。前述の通り、香港の政府や財界には第三国との FTA に関する戦略がない。また、香港に追隨して CEPA を締結したに過ぎないマカオでも事情は似通っている。しかし、香港・マカオが

東アジア地域統合から疎外される事の不利益も懸念される。中国政府も同様であると思われる。たとえば、中港 CEPA 締結式への参加のため、2003 年 6 月に香港を訪問した温家宝・中国首相は、CEPA 締結により香港にも中国 ASEAN FTA 参加の道が開けたという趣旨の発言をしている(<香港>『文匯報』2003 年 6 月 30 日)。

だが、その後、香港の中国 ASEAN FTA 参加あるいは ASEAN+3 参加に関する動きはない。最大の原因は、香港自身がこれらの枠組みへの参加交渉を行う必要があることにある。香港は独立関税地域であり、CEPA を締結により中国が締結した FTA を香港に適用する事は、現在の香港の地位を否定することになる。また、ASEAN+3 あるいは東アジア FTA が完成する場合、地理的に狭い CEPA は PTA 段階のままならば存在意義を失う。したがって、CEPA は東アジア地域主義へ影響を及ぼす前に、CEPA の方が東アジア地域における統合深度に合わせて深化を迫られると思われる。

まとめにかえて：日本の対応について

また、日本の政策も中港間の統合を促す要因になりうる。一つは東アジア FTA の量的および質的な完成度を重視している点である。東アジア FTA の完成のためには、CEPA の早期 FTA 化や香港・マカオ、台湾の ASEAN+3 参加が不可欠である。いずれも政治的な問題のため、中国からは切り出しにくい問題であり、第三者が問題提起をしなければ議論できない恐れもある。もう一つは、中国の通貨協力への参加を促している点である。日本はチェンマイニシアティブに基づくスワップ協定において中国とのみ、日本円と人民元を互いに融通するものとした。こうした形にすることで日中の対等性を示し(藤原作弥[2002])、また人民元のハードハレンシー化を促すものと位置づけている(曾我野秀彦[2002])。したがって日中スワップ協定には、に中国と香港の間における通貨同盟を間接的促進する効果もある。

台湾に関しては先進国との FTA を望んでいるが、東アジア FTA への参加が適わない場合、ますます米台 FTA 締結を優先すると思われる。あるいは、FTA 締結そのものを諦める可能性もある。また、長い時間がたてば台湾の内部事情が変化し、FTA 反対論が出てくる可能性も捨てきれない。そうなる前に、台湾の参加問題を解決する必要がある。

日本が東アジア経済統合を進めることは、中国・香港・マカオの統合深化を間接的に促すものである。台湾抜きの中華経済圏の固定化に中国反対するかもしれない。しかし、日本は上記 3 地域間統合を支持・支援する事と引き換えに、中国から台湾問題の非政治化と東アジア経済統合の完成のための妥協・協力を引き出す事も考えるべきではないだろうか。

参考文献リスト

< 日本語文献 >

外務省 [2002] 「日本の FTA 戦略」(外務省 Web サイト、2005 年 1 月 26 日に閲覧)。

曾我野秀彦 [2002] 「東アジアの通貨安定に向けた通貨スワップ網の構築：東アジア地域のソフトな支援の枠組み作り」(『にちぎんクォーター 2002 年夏季号』2002 年 6 月 25 日)。

竹内孝之 [2001a] 「两岸経済統合の政治的意義と障壁」(日本現代中国学会『現代中国』第 75 号)。

—— [2001b] 「香港における政治と財閥の関係」(『同志社政策科学研究』第 4 巻第 1 号)。

—— [2004] 「一国両制下における統合：中国大陆と香港を中心に」(アジア政経学会『アジア研究』第 50 巻第 3 号 2004 年 7 月)。

藤原作弥 [2002] 「日中中央銀行間協力の将来像：中国人民銀行研究生部(北京)における藤原副総裁講演要旨」2002 年 12 月 9 日(日本銀行 Web サイト：2005 年 1 月 31 日アクセス)

< 中国語文献 >

行政院經濟建設委員會 [2002]「我国加入W T O 農業因應对策」(同『我国加入W T O 後对經濟之影響及因應对策報告』)。

總統府 [2002]「總統接見美国商務部次長格蘭特・艾多納斯」『總統府新聞稿』(台湾總統府 Web サイト)。

中央通訊社 [2003]「大溪會議 經濟 10 項結論」(『2003 台湾年鑑』——台湾「我的 E 政府」Web サイト, 2005 年 1 月 26 日に閲覧)。

中華民國全國工業總會[2004]「二〇〇四企業界對於洽簽自由貿易協定 (FTA/RTA) 之意見調查報告」(中華民國全國工業總會 Web サイト, 2005 年 1 月 27 日アクセス)。

薛琦・李喬琪 [1990]『中美自由貿易協定之效益評估』二十一世紀基金。

戴道華 [2004]「善用 C E P A 重整香港製造業」(中国銀行(香港)發展企画部『中銀經濟月刊』2004 年 10 月)。

鄭維志 [2001]「中港自由貿易協議內容探析」(香港總商會會 新聞稿)。

http://www.chamber.org.hk/Chinese/Press_release_chinese/2001/011211.asp

鄭国漢・武常岐 [1998]『競争政策與企業監管』商務印書館(香港)

香港總商會 [2000]『從商界角度看 中國加入世貿對港商的影響』

—— [2001]「香港總商會歡迎特區政府向北京地区性貿易協議的建議」(香港總商會 新聞稿)

http://www.chamber.org.hk/Chinese/Press_release_chinese/2001/011129.asp

立法院 [2002]「立法院第五屆第一會期外交及僑務委員會第十一次全體委員會議紀錄」(『立法院公報』第 091 卷第 043 期 總号 3239 下)。

< 英語文献 >

Hong Kong General Chamber of Commerce [2004] *CEPA III V HKGCC*

Wish List

John Cushnahan [2000] *Working Document on the First Annual Report by the European Commission on the Special Administrative Region of Hong Kong*, Committee on Foreign Affairs, Human Rights, Common Security and Defense Policy, European Parliament .

(http://www.europarl.eu.int/meetdocs/committees/afet/20000621/406918_en.doc)

New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade [2001] *Hong Kong and New Zealand: initial analysis of the bilateral trade and economic relationship and Background to a possible "Closer economic partnership" agreement*.

(<http://www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/ceps/cepnhkhk/teaddiscuss.pdf>)

調査研究報告書
新領域研究センター 2004-I-02
東アジアFTA構想と日中間貿易投資

2005年3月10日発行

発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構
アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2
電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載等を禁じます。 印刷 南勝光社